別紙様式第二

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式／持分の譲渡に関する届出書

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

届出者	氏名				
	住所			国籍	
	職業				
	代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	記名押印又は署名		
		住所又は主たる事務所の所在地		担当者電話	

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称			
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金	払込資本　　円（　　株（口））		
	(5) 事前届出業種に該当する理由			
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項			
2 譲渡しようとする株式（持分）	(1) 譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価格等	数量　　株（口） 譲渡価額　　円（一株（口）当たり　　円） 譲渡後の出資比率　　% 譲渡後の議決権比率　　%		
	(2) 譲渡の時期			
	(3) 支払の受領の時期			
3 相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容		(5) 資本金	
	(6) 譲受後の出資比率	%		
4 譲渡目的等	(1) 譲渡しようとする理由			
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法			
5 その他の事項				

（日本工業規格Ａ４）

届出受理年月日及び受理番号	

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事　　項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1　本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。

2　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

3　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

4　「2　譲渡しようとする株式（持分）」欄中「(1)　譲渡しようとする株式（持分）の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

5　「3　相手方」欄中「(2)　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「4　譲渡目的等」欄中「(2)　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。

7　「5　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式(持分)を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

8　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「5　その他の事項」欄に記入すること。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認印